

委員会の審査状況

総務委員会

本委員会は、議案2件および請願1件を審査した。議案第93号「平成20年度流山市一般会計補正予算」(主な意見)①1億6千万円余りを減額するもので、し尿処理施設再整備事業や委託料の入札減である。減額補正が多い中で、保育所の待機児童の解消のための保育士賃金や、障害者の自立関連経費の増額、債務負担を見直し3年間に期間延長することで経費削減を図るなど評価し、賛成する。

②入札の減により財源を節約して障害者の負担軽減、独居高齢者対応、新型インフルエンザ対策など、限られた財源の中で市民生活を守ろうという姿勢が表れていることから賛成する。③今回の補正は、入札減による補正が主なるものである。新型インフルエンザ感染症対策、自立支援法給付事業や児童手当支給事業などの増額補正がされており評価できる。プラザ館の入札に際して仕様書を見直し、人件費を含めて計上することを要望し、賛成する。④商工費や民生費等の予算を増やす点は評価するが、来年4月からの自転車駐車場料金引き上げに対応する予算であり、市民の暮らしに欠かせない足を奪うものである。沿線開発事業は保留地が売れずに特別会計に5千万円余りも繰り出すのは、この開発が行き詰つて

教育福祉委員会

本委員会は、議案6件および陳情6件を審査した。議案第98号「指定管理者の指定について」(主な意見)①PFI事業は、「官から民へ」で大企業の利益を作り出し、地域経済にも貢献しないものとして反対している。小山小学校校舎等PFI事業は、学校を開発に伴って移動させるために行われており、大企業の利益優先をさらに進めるものである。複合施設の建設や管理運営は、大手のゼネコンや企業であり、市内業者は下請けに入らず、管理運営への地元NPO等の出番もない。数十億というお金が、地元に戻元するのではなく、中央に吸い取られていくものであると考え、今回のPFI事業に反対している立場から本議案に反対する。②国は、PFI事業により公の施設を整備し、包括的管理を民間事業者に行わせる場合は、原則として指定管理者制度を採用することを要請している。本市では、その要請に基づき、選定事業を円滑に推進するために、PFI事業者を指定管理者に指定すること、要求水準書(案)の段階から公表している。指定期間を契約書における維持管理期間とすることは、入札説明書で表明しており、その背景には、厳格なモニタ

市民経済委員会

本委員会は、議案5件および継続審査となっている陳情1件を審査した。陳情第10号「家庭ごみ有料化に反対の陳情書」(主な意見)①平成19年度のごみの総発生量が前年度と比較して減少したため9月議会には、有料化の条例は提案が見送りとされたが、今後の有料化については、中止の明言はなかったため、今後も計画は継続されることは明らかである。循環型社会の形成を図るためとされているが、循環型社会推進基本法では、施策の基本理念として拡大生産者責任を掲げているが、財界などの抵抗で実現していない。住民と自治体の協力、生産者責任の徹底こそ、ごみを減らすことができる。よって、本陳情に賛成とする。②趣旨に完全に反対する訳ではない。当分の間、当局

都市建設委員会

本委員会は議案7件を審査した。議案第108号「平成20年度流山市水道事業会計補正予算(第2号)」(主な意見)①今回の補正は、つくばエクスプレス沿線整備事業費自体は減額となっているものの、西平井・鯉ヶ崎地区の工事費については、追加となっている。我々は、この沿線巨大開発に一贯して反対してきた立場であり、早期の事業の見直しを実施し、水道事業会計への影響を最小限にとどめるべきと考え反対とする。②本案は、江戸川台浄水場の更新事業に積極的に取り組むことに加え、つくばエクスプレス沿線地区の配水管整備についても、施行者との協議に基づいて企業としての経済性を発揮し、また配水管改良並びに拡張事業も他事業との調整を図り、適正な補正をされたものと評価し、賛成する。

「流山市議会基本条例」委員会の素案を作成

開かれた議会!!

特別委員会の審議内容は、市議会ホームページで公開中です。

平成20年第1回定例会(3月)で設置した「議会基本条例策定特別委員会」では、これまで20回におよぶ特別委員会を開催し、本年第1回定例会(3月)に上程する「流山市議会基本条例」の素案を作成しました。特別委員会では、策定プロセスが重要であるという認識から、全議員を対象とした「議会基本条例集中講座」を開催しました。その後、市民の皆様へこの条例を認知していただく中間報告として「議会基本条例シンポジウム」を開催して条例骨子を公表するとともに、議員自らが直接市民の皆様からご意見、要望をお聞きする「議会基本条例市民報告会」を開催しました。今回の素案は、これまでのプロセスの中で、市民の皆様のご貴重なお意見と全議員からの意見を集約するとともに、特別委員会委員間の自由闊達な議論を行い作成したものです。平成21年1月23日には、もう1度特別委員会を開催する予定ですが、条例制定前の素案として、市民の皆様にご確認いただくよう全文を公表するものです。

(※注)この記事は、平成21年1月16日現在のものです。第1回定例会に上程される議案では、表現が異なる場合があります。

流山市議会基本条例(素案)

「今・変わる!流山市議会」
平成21年2月 流山市議会

前文

流山市政は、流山市民(以下「市民」という。)の負託によるものであって、その権利の源は市民にある。その権能は、選挙によって選ばれた市民の代表者である市長と流山市議会(以下「議会」という。)が、市民福祉の向上のため、市民の要望を把握して行使する。

この条例は、主権在民を基調とする民主主義の原理に基づいている。

市政の運営は、日本国憲法に基づく二元代表制の下で、市長と議会は市民の負託を更に重く受け止めて活動し、市長は執行機関として、議会は合議制の議決機関として、それぞれの異なる特性を活かしながら、競い合い、協力し合わなければならない。そして、市長と議会には、緊張関係の下で、論点及び争点を明確にし、流山市にとって最良の意思を決定することで、市民全体の福祉向上と地域社会の活力ある発展を目指していく使命が課せられている。

新しい地方主体の時代を迎え、地方自治の範囲が拡大した今日、自由と責任、

自立と連携を基本原則とした地方政府を目指す必要性が更に増してきている。よって議会には、これまで以上に監視、調査、政策立案、立法の機能強化が求められている。

さらに、積極的な情報公開を率先して行い、より一層市民に開かれた議会を実現しなければならない。また、議会は市民の多様な意見を的確に把握することに日々努力し、常に市民との対話をおこない、市民の声を汲み取りながら、議員間で自由かつつな討議を重ね、市民に信頼される議会運営に取り組まなければならない。

議会は、この崇高な理念と目的を達成することを誓い、ここに流山市議会基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会運営における規範的事項を地方自治の本旨に基づき定めることにより、市民の負託に的確にこたえ、市民福祉の向上及び市勢の伸展に寄与することを目的とする。

(他の条例との関係)

第2条 第1条の規定に基づき、この条例の趣旨に反する議会運営に関する条例、規則等を制定してはならない。

(以下3ページ)